**佐倉市市民公益活動補償制度　請求までの流れ**

**■事故発生後**

1. **事故の連絡（市民公益活動団体 → 市）**

いつ、どこで、だれが、どんな活動中に、どのように負傷したかを報告。

※その負傷した活動が団体の規約等に沿った活動なのか確認します。

1. 保険会社へ問合せ（市 → 保険会社）

事案が保険の対象となるか保険会社へメール等で事前確認。

③ 事故報告書（様式１号）の送付（市 → 市民公益活動団体）

事故報告書を市民団体代表へ送付。

**④ 事故報告書（様式１号）の作成・提出（市民公益活動団体 → 市）**

事故報告書（様式１号）と「添付資料」を市に提出。

⑤ 事故認定通知書等の送付（市→保険会社及び市民公益活動団体）

　事故報告書と関係書類を確認し、事故認定を行い、事故認定通知書（様式２号）等を保険会社及び市民公益活動団体に送付。

（市 → 保険会社：様式１号の写し及び様式２号の原本を送付）

（市 → 市民公益活動団体：様式２号の写しを送付）

⑥ 請求書（保険会社所定様式）の送付（市 → 負傷したかた）

**■治療完了後、または補償期間（１８０日）終了後**

**⑦ 請求書等の作成（負傷したかた → 市）**

　作成いただいた請求書及び医院等の領収証のコピー等を提出。

　※支給額合計が１０万円を超える場合等は医師の診断書（様式あり）が必要です。

⑧ 請求書の提出（市 → 保険会社）

上記一式を保険会社へ送付。

⑨ 補償金の支払い（保険会社 → 負傷したかた）

口座振り込みにより支払いを行う。

担当　佐倉市役所自治人権推進課

　　　043-484-6127（直通）